直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

９　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券の取得又は処分の場合は、「３　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「株式又は持分の別」欄に「出資証券」と記入すること。

10　第７条第３項の規定に基づき本報告を行う場合は、下記に従い記入すること。

（１）「３　取得、一任運用又は処分の内容」欄、「４　出資比率」欄及び「５　議決権比率」欄に、報告の対象となつた事実の内容（その事実の直接の要因となつた株式の処分の内容）について記入すること。

（２）報告の対象となつた事実の内容が、株式の処分以外のものである場合には、「６　その他の事項」欄にその内容について記入すること。

11　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

（日本産業規格Ａ４）